# 第1回「新市の名称検討小委員会」会議

				٢	き		月21日(日) 時30分~
				٤٤	ころ:	:築館町役場	
			次			第	
1	開	会					
2	挨	拶	栗原地域合併協	議会長	₹		
3	役員の過	選出					
			委員長(			)	
			副委員長(			)	
4	案	件					
	1)新市	<b></b>	『候補の選定基準				
	2 ) 今後	後のス	<b>くケジュール</b>				
	2 ) <del>Z</del> (1	N#1					
	3)その	ノIU					
4	閉	会					

# 「新市の名称検討小委員会」

1. 設置年月日 平成 15 年 9 月 11 日

2.目 的 新市の名称の第一次選定

3.付託事項 新市の名称募集要項に基づき応募された全応募作品の中から、新市の名 称としてふさわしいと考えられる名称を5種類程度選定する。

4. 委 員 数 学識経験者 10 名

5.「新市の名称検討小委員会」委員名簿

	氏 名	区分	備考
1	長谷川厚子	第7条第1項第3号	学識経験委員(築館)
2	三浦 徹也	"	" (若柳)
3	佐藤多惠子	"	" (栗駒)
4	海老田慶子	"	" (高清水)
5	白鳥 文雄	"	" (一迫)
6	津藤 國男	"	" (瀬峰)
7	須藤 茂	"	" (鶯沢)
8	後藤 和廣	"	" (金成)
9	白鳥 一彦	"	" (志波姫)
10	中條 彦登	"	" (花山)

# - 「新市」名称候補の選定基準(案)-

#### 1 選定基準

新市の名称は、漢字、ひらがな及びカタカナにより表記された読み書きが容易な名前で、次のいずれかに1つ以上に該当する名称とする。

栗原地域の特徴や地理的特性を表し、地域的にイメージできる名称 知名度や定着度があり、対外的にアピールでき、親しみやすい名称 栗原地域の歴史的由来や文化を表現する名称 栗原地域の理想や願いを表した名称

その他新市としてふさわしい名称

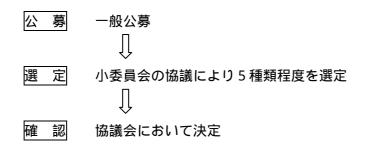
#### 2 選定時の留意事項

応募数については、選定時の参考にとどめる。

公序良俗に反する名称、また一般常識上において不適切と思われる名称につい ては、無効とする。

# 3 選定方法

新市の名称は、応募作品の中から 5 種類程度を小委員会で選定した上で、協議会に諮り決定する。



#### 4 小委員会の選定

選定基準により、新市の名称としてふさわしいと考えられる名称を選定する。 選定方法は、全応募作品の中から各委員(小委員会)がそれぞれ5種類を選定 する。

事務局は参考資料として、応募作品一覧表等を作成する。

#### 5 小委員会での具体的な選定手順

公募締め切り後、事務局にて集計作業 集計後、事務局より各委員(小委員会)宛に集計表及び選定用紙を送付 各委員(小委員会)5種類を選定し、事務局に提出 各委員(小委員会)から提出された選定用紙を集計し、小委員会を開催 小委員会での検討協議し、5種類程度を選定。選定結果を協議会会長に報告

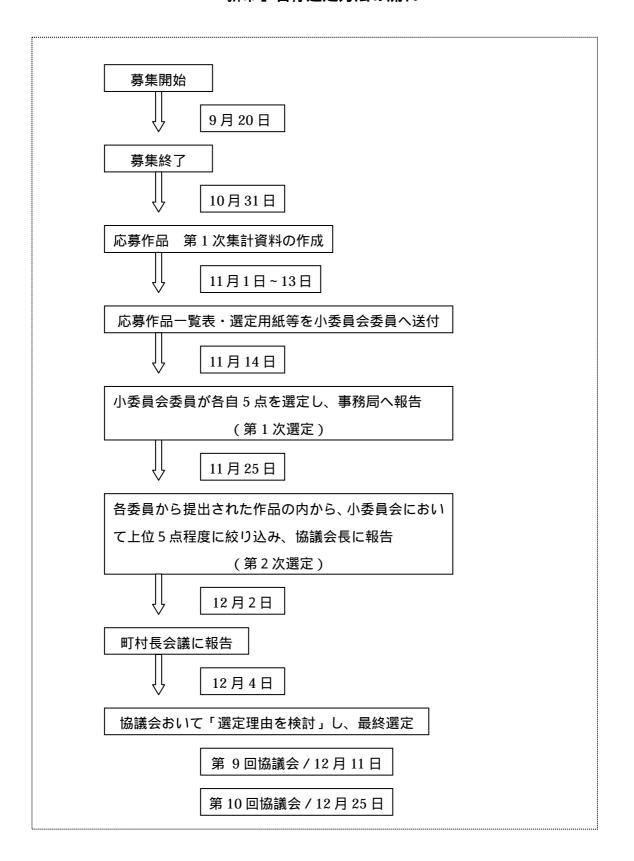
# 6 最終選定

協議会において小委員会で選定された5種類程度の中から、協議により新市名称を選定決定する。

# 7 発表

協議会だより及び協議会ホームページ等で公表

# - 「新市」名称選定方法の流れ -



# 栗原地域合併協議会小委員会規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、栗原地域合併協議会規約第11条第2項の規程に基づき、栗原地域合併協議会小委員会(以下「小委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (組織等)

- 第2条 小委員会は、協議会から付託された事務ごとに設置するものとし、会長が指名する協議会委員をもって組織する。
- 2 小委員会ごとに委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長及び副委員長は、当該小委員会の委員の互選によって定める。

#### (委員長の職務)

- 第3条 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第4条 小委員会は、委員長が必要に応じて召集し、委員長がその議長となる。

#### (職員等の出席)

第5条 小委員会は、必要に応じて関係町村の職員等を会議に出席させ、説明を求めることができる。

#### (報告)

第6条 委員長は、会議の協議経過及び結果について、会長に報告しなければならない。 (処務)

第7条 小委員会の処務は、事務局において処理する。

#### (委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附則

この規則は、平成15年7月1日から施行する。

# - 新市の名称募集要項 -

#### (趣旨)

第1条 この要項は、栗原郡内10町村が合併した場合の新市の名称を広く公募することにより、合併問題に対する地域住民の関心を喚起するとともに、住民がまちづくりに関わる機会を設けることを目的とする。

#### (公募の実施方法)

- 第2条 募集の条件、方法、期限等については、次の条件を附するものとする。

  - (2) 公募の周知方法は、協議会だより、町村広報紙、ホームページ、新聞等で行う。
  - (3) 公募の期間は、平成 15 年 9 月 20 日から平成 15 年 10 月 31 日 (消印有効)とする。
  - (4) 応募は、はがき、封書、ファクシミリ、eメ-ル、又は応募用紙でしなければ ならない。
  - (5) 応募には、「新市の名称(読みがな)」、「新市の名称の意味又は提案理由」並び に応募者の「住所」、「氏名(ふりがな)」、「年齢」、「性別」及び「電話番号」を記 載しなければならない。「新市の名称の意味又は提案理由」が記載されていない応 募は無効とする。
  - (6) 応募資格は問わないものとする。
  - (7) 応募は、一人何点でも可能とする。ただし、同一名称の応募は、一人 1 点のみ 有効とする。
  - (8) 応募先 〒987 2251

宮城県栗原郡築館町藤木5-1(宮城県築館合同庁舎内)

栗原地域合併協議会事務局

#### (選定方法)

第3条 応募された名称は、小委員会において5種類程度に絞り込んだうえで、協議会に報告し、協議会において決定する。

#### (記念品贈呈)

第4条 応募された名称の中から、次の賞を決定し、記念品を贈呈する。

- (1)名付け親大賞 「10万円分全国共通商品券と5千円相当の地場産品」 新市の名称として選ばれた作品の応募者の中から抽選し、1名に贈呈する。
- (2)名付け親賞 「1万円分全国共通商品券と3千円相当の地場産品」 新市の名称として選ばれた作品の応募者で「名付け親大賞」の抽選から漏れた人 の中から抽選により、最高10名に贈呈する。
- (3)優秀賞 「5千円相当の地場産品」

新市の名称として第1次選定(5種類)により選定された作品の中で「名付け親大賞」、「名付け親賞」から漏れた応募者の中から抽選により最高20名に贈呈する。

(4)特別賞 「3千円相当の地場産品」

「名付け親大賞」、「名付け親賞」、「優秀賞」から漏れた全応募者の中から抽選により 10名に贈呈する。

(入選作の決定方法)

第5条 「名付け親大賞」、「名付け親賞」、「優秀賞」、「特別賞」の抽選は、新市の名称が 決定された次回の協議会において抽選し、決定する。

(表彰及び記念品の贈呈方法)

第6条 表彰及び記念品の贈呈については、協議会において「名付け親大賞」のみ表彰を 行い、他の賞については、事務局が贈呈(配布)する。

なお、「名付け親大賞」受賞者は、新市の開市式において、来賓として招待する。 (その他)

第7条 その他、新しい市の名称の選定に関し必要な事項においては、小委員会において 定める。

# 新市の名称について

#### 1 基本的な考え方

新設合併(いわゆる対等合併)の場合は、すべての市町村の法人格が消滅し、新たな法 人格が発生することから、新市の発足までに新市の名称を定める必要があります。

名称の定め方については、法律上特に規定がないことから、基本的には自由に定めることができますが、地方公共団体の名称は当該地域に住む住民の日常生活に密接しており、 それが何であるかは地域住民にとって非常に重要な事柄であることは間違いありません。

そのため、その名称の意味するところがあまりにも不穏当なものであるとか、読み方の わからないもの、また近隣の地方公共団体の名称と類似しており、郵便物の配送等に混乱 を生じるおそれがあるものなどは、市町村の名称として不適当であると考えられます。

## 2 手続き

合併により、新たに市町村が設置されるような新設合併の場合には、地方自治法第7条第1項の規定による関係市町村の廃置分合(合併)の申請に基づき、県議会の議決を経て知事が定め、総務大臣が告示することにより効力を生じることになります。

#### 3 既に全国にある市と同一の名称は可能か

町村が市になった場合は、郡の区域から除外されるため、郡名を冠することができない ので、団体を容易に識別できる名称であることが求められています。

この点について、昭和45年3月12日付け自治振第32号の自治事務次官通知で「市の設置若しくは町を市とする処分を行う場合において、当該処分により新たに市となる普通地方公共団体の名称については、既存の市の名称と同一となり又は類似することとならないよう十分配慮すること」と各都道府県知事あてに出されており、既に全国にある市と同一の名称は使用できません。

なお、広島県と東京都に「府中市」が存在していますが、これは両都県においてわずかに1日違いで(昭和29年3月31日と4月1日)市制施行されたという特殊事情があったようです。

#### 【地方自治法第7条第1項】

市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

# - 「新市」名称選定にあたっての留意事項 -

地名の書き表し方は、さしつかえのない限り、当用漢字字体表を用いる。当用漢字字体 表以外の漢字についても、当用漢字字体表の文字に準じた字体を用いてもよい。

(昭和33年4月21日 通知)

知事は、市町村の名称の変更許可申請があった場合に、その名称が類似名称もしくは極めて不穏当な名称であるとき又は当該条例の決議が違法もしくは無効と認めるときは、不許可となしうる。 (昭和33年5月7日 行政実例)

市の設置もしくは町を市とする処分を行う場合において、当該処分により新たに市となる普通地方公共団体の名称については、既存の市の名称と同一となり、または類似することとならないように十分配慮すること。 (昭和45年3月12日 通知)

地方公共団体の名称は、当該地域に住む住民の日常生活に密着しており、住民にとって 非常に重要なもので、その名称の意味するところがあまりにも不穏当なものであるとか、 読み方のわからないもの、また、近隣地方公共団体の名称と類似しており、郵便物の配 達等に混乱を生ずる恐れがあるもの等は、不適当と思われる。

市町村の名称として、大多数は漢字を使用しているが、ひらがな、カタカナの市町村もある。記号やローマ字を使用している市町村はない。

「 」のような記号を用いたものは、その読み方がはっきりと特定できないので不適 当と思われる。ローマ字の場合は、従来から使用されている漢字、ひらがな、カタカナ と違い、日本の文字ではないということに注意する必要がある。

#### 市町村名の名称の表し方

- (1) 名称が漢字のみで表す...萩市、川上村
- (2) 名称をひらがなで表す...むつみ村、つくば市、さいたま市
- (3)名称を漢字とひらがなで表す…あきる野市(東京都)
- (4)名称をカタカナで表す…ニセコ町(北海道) マキノ町(滋賀県)
- (5)名称を漢字とカタカナで表す…南アルプス市(山梨県)

# - 新市の名称に関する法令 -

### 地方自治法

#### (地方公共団体の名称)

- 第3条 地方公共団体の名称は、従来の名称とする。
  - 2 都道府県の名称を変更しようとするときは、法律でこれを定める。
  - 3 都道府県以外の地方公共団体の名称を変更しようとするときは、この法律に特別の 定めのあるものを除くほか、条例でこれを定める。
  - 4 地方公共団体の長は、前項の規定により当該地方公共団体の名称を変更しようとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならない。
  - 5 地方公共団体は、第3項の規定により条例を制定し又は改廃したときは、直ちに都道府県知事に当該地方公共団体の変更後の名称及び名称を変更する日を報告しなければならない。
  - 6 都道府県知事は、前項の規定による報告があったときは、直ちにその旨を総務大臣に通知しなければならない。
  - 7 前項の規定による通知を受けたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

#### (市町村の廃置分合及び境界変更)

第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請の基づき、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

# - 「新市」名称の取扱いに関する総務省の見解 -

#### 問1 全国に同一、または類似の市町村が存在する場合

同じ表記で読み方が異なる場合

例 宮崎県日向市(ひゅうがし) 日向市(ひなたし) 静岡県清水市(しみずし) 清水市(きよみずし)

《回答》 ..... あまり好ましくないが可能である。

異なる表記で読み方が同じ場合

例 宮城県仙台市(せんだいし) 鹿児島県川内市(せんだいし) 埼玉県日高市(ひだかし) ひだか市

《回答》

同一、または類似の町村が既に存在する場合

例 東京都瑞穂町(みずほまち) 瑞穂市(みずほし) 奈良県明日香村(あすかむら) 明日香市(あすかし)

《回答》 …… 全国的に見て、現在も同様の事例がある。

## 問2 外国語を日本語 (カタカナ、ひらがな等)で表記した場合

例 LAVE ラブ

AND アンド

《回答》 …… 理由が明確であればよい。

## 問3 略字及び算用数字等の使用

「ヶ」の使用

例 霞ヶ浦町など

《回答》

「123456.....(数字)」の使用

《回答》× ...... 日本語かどうか解釈できない。適当とは思わない。

「々」の使用

例 野々市町

《回答》

# 問4 通常の読み方と異なる読み方をする場合

例 永遠市(えいえんし) (とわし)

宇宙市(うちゅうし) (そらし)

《回答》 …… 新市名称を告示する場合、読みがなを振ればよい。

# 問5 その他、新市の名称としてふさわしくないもの

《回答》公序良俗に反する名称

長すぎる名称

現在使用していない漢字を使用した名称

# 他地域での新市名称公募結果

協議会名(かっこ内は新市名称)	応募総数	居住	地別	名称総数	備考
		関係市町村	その他	口小心较处	
中主町・野洲町合併協議会 (野洲市)	2,024	1,927	81	339	関係町での公募
鹿本地域合併協議会	6,836			1,585	
出雲地区合併協議会 (出雲市)	9,144	6,309	2,835	1,118	「居住地別」数については、 パーセンテージより算出
庄原市・比婆郡4町・総領町合併 協議会	3,994			368	関係市町での公募
八代地域市町村合併協議会 (八代市)	4,809			1,502	
砺波地域市町村合併協議会 (南砺市)	5,699	2,334	3,355	2,752	
邑久郡合併協議会 (瀬戸内市)	5,037	2,513	2,524	2,091	
観音寺・山本町・大野原町・豊中 町・豊浜町・財田町合併協議会	10,932	9,767	1,165	768	
大田市・仁摩町・温泉津町合併協 議会	5,831	2,390	3,441	950	
杵築市・日出町・山香町・大田村 合併協議会	8,709	6,275	2,434	1,394	